


まほろば秦野通信

令和3年1月25日

タイトル	吸う人にも吸わない人にも快適な環境を 駅前広場の喫煙所にパーティションを設置
Where (どこで)	渋沢駅北口広場、秦野駅北口広場、東海大学前駅南口広場、鶴巻温泉駅北口広場
Who (だれが)	日本たばこ産業株式会社神奈川支社（横浜市神奈川区金港3-1）
What (なにを)	喫煙所の煙が周囲に広がらないよう、秦野駅北口広場ほか3カ所の喫煙所に新たにパーティション等を設置しました。
How (どのように)	 (秦野駅北口広場喫煙所)
Why (なぜ)	本市では、「秦野市ごみの散乱防止等に関する条例」に基づき、ごみの散乱防止や良好な環境の確保に努めています。その取り組みの一つとして、吸い殻のポイ捨てを防止するため、環境美化重点地区内に指定した市内4駅の駅前広場に、同社の寄付により喫煙所を設置しています。 しかし、令和2年4月に健康増進法が改正され、屋内が原則禁煙となるなど、望まない受動喫煙を防止するための取り組みが推進されています。屋外であっても多数の者が利用する公共的空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要であることから設置しました。
過去の実績	平成25年度 喫煙所の設置（渋沢駅北口広場、秦野駅北口・南口広場、東海大学前駅南口広場、鶴巻温泉駅北口広場） 令和元年度 秦野駅南口広場喫煙所移設及びパーティション等の設置、秦野駅北口広場喫煙所移設
問い合わせ	環境資源対策課 業務管理担当 担当：藤田 電話：0463（82）4401